「ダイオキシン類問題検討委員会」から最終報告

昨年5月、ダイオキシン類の排出抑制対策を協議検討するため、大学教授や保健所長、産業廃棄物事業者、農業者、市民グループの代表で構成される「狭山市ダイオキシン類問題検討委員会」(委員長・飯田芳男氏)を発足しました。委員会では検討・調査などを重ね、このたび最終報告がまとめられ、市長に報告されました。報告の主な内容は、以下のとおりです。

1 委員会独自のばいじん・ダイオキシン類の排出抑制目標値の設定

国の規制値および本委員会の行なった実験の結果に基づき、市内全域の概ね2ι／h未満のすべての焼却施設、および大気濃度について、次のように排出抑制目標値を設定した。

区分	項目	目標値	国の規制値
排ガス	ばいじん	0.02g/㎥以下(既設)	0.5g/㎥以下
		0.01g/㎥以下(新設)	0.5g/㎥以下
	ダイオキシン類	5ng−TEQ/㎥以下(既設)	80ng−TEQ/㎥以下(14年11月まで) 10ng−TEQ/㎥以下(14年12月以降)
		2.5ng−TEQ/㎥以下(新設)	5ng−TEQ/㎥以下
大気	ダイオキシン類	0.4pg−TEQ/㎥以下(年平均)	0.8pg−TEQ/㎥以下(年平均)

2 焼却施設への対応

1 産廃

ⓐ排ガス測定を速やかに行ない、この結果に基づいて排出目標値を達成するよう産廃取扱業者に対策の要請と指導を行なう。

ⓑ分別を十分に行ない焼却量を減らすよう努力し、廃プラスチック・廃木材はできるだけ焼却せずにリサイクルする。(例えば、前者は製鉄所高炉の還元剤用、後者は製紙)焼却灰は飛散防止に努め、管理型最終処分場へ埋め立てる。

ⓒ椚山地区では、既存の焼却施設は排出目標値を達成すれば当分使用を認めるが、更新は原則として認めない。集約化された分別施設の設置を促すなど、事業者の将来計画については個別に懇切に相談に応ずる。

2 事業所などの焼却炉

自己処理用の焼却炉も排出目標値を達成するよう、炉の改造、集約化などの対策を早急に行なうよう要請と指導を行なう。

3 その他の焼却炉など

小・中・高校の焼却炉、各家庭の簡易焼却炉(ドラム缶を含む)は全面的に使用禁止とする。ただし、次に示す例はプラスチック類を混ぜないこと、短時間で頻度が少ない場合に限って焼却を認める。

①社寺における「お札のたき上げ」、「どんど焼き」、「護摩」、少量の「落ち葉たき」など

②「キャンプファイヤー」、「たき火によるいも焼き」、「炭焼き」など

③農家が行なう「肥料作りのための落ち葉・もみがら・不用農作物などの野焼き」など

3 狭山市清掃センター(奥富)の焼却炉対策

現在、排ガス中のダイオキシン類濃度は7ng−TEQ／㎥まで減らすことができたが、さらに排出削減に努める。また、排出濃度の低い第二環境センターでの焼却をできるだけ増やすようにする。

4 土壌・大気調査

平成9年度の測定結果は、土壌(3か所)は椚山(180pg−TEQ／g)を除き、国内の平均レベルより若干高い程度であった。大気(4か所)は夏季・冬季の平均は0・3〜0・7pg−TEQ／㎥であった。今後も継続的に定点および必要箇所で測定を行ない、目標値0・4pg−TEQ／㎥に達するよう努力する。

5 ごみの減量とリサイクルの推進など

市民・行政・事業者などが一致協力してごみの減量とリサイクルに一層努力する。ごみのコンポスト化、乾燥化なども推進する。また、塩素系ラップ材はできるだけ使わないように市民、事業者に周知徹底する。

6 条例の制定

自然環境の保全、廃棄物の不法投棄、ごみの減量・リサイクル化の推進、循環型社会の実現のための市民・行政・事業者の責務などについて条例化をさらに検討する。

7 県・国への要望

1 廃棄物分別を容易にするため、建設・製造事業者が分別して委託するよう指導の徹底

2 分別収集の経費負担と粗大ごみの事業者の自主回収

3 産廃の流入規制

4 椚山地区の相続税物納制度の実現

5 母乳・食品中のダイオキシン類の健康影響調査の継続実施

市では、この報告書をもとにさらに検討を加え、ダイオキシン排出抑制対策について実施可能なものから具現化を図ってまいります。

問い合わせ ダイオキシン対策チームへ内線638

第1回狭山市議会定例会

第1回狭山市議会定例会が3月2日(月)から21日(土)の会期20日間で開催されました。初日には市長が施政方針を述べたのをはじめ、今議会には市長提出議案37件が提出され、慎重審議の結果全議案が承認・同意・可決されました。また、追加議案として議員提出議案が提出され、可決されました。主な議案などは、●印のとおりです。

◆市長提出議案

●固定資産評価審査委員の選任●人権擁護委員候補者の推薦●水道事業給水条例の改正●市税条例の一部改正●乳幼児医療費支給条例の一部改正●国民健康保険税条例の一部改正●9年度一般会計補正予算●9年度特別会計補正予算●10年度一般会計予算●10年度特別会計予算●公の施設の相互利用に関する協議●市営土地改良事業●市道の路線の認定

◆議員提出議案

●公文書公開条例の一部改正●宮岡昭三議員に反省を求める決議

不老川浄化対策の推進・協力を所沢・入間両市長に要望

不老川は環境庁公共用水域水質調査で、昭和58年から3年間日本一汚濁度の高い川となり、その後国・県・流域各市および地域住民の浄化活動の成果で、平成7年度は全国ワースト14位と河川環境の向上が図られました。しかし、平成9年度発表の同調査で再び全国ワースト2位となったことから、1月28日に町田市長らが不老川現況調査を実施したところ、支流河川からの流入水の影響が確認されました。

不老川の浄化は流域各市の協力体制のもと浄化対策を推進することが必要不可欠であることから、調査写真や水質調査結果などの資料を添えて、3月31日に町田市長、不老川をきれいにする会の新井悟楼会長が不老川浄化対策の推進と協力を所沢市長、入間市長に要望し、両市長からも公共下水道の促進など浄化対策の推進について積極的な回答を得ました。

募集 狭山の景観写真

狭山市観光協会では、観光意識の啓発事業の一つとして、狭山の景観写真を募集します。皆さんの身近な景観写真をお寄せください。

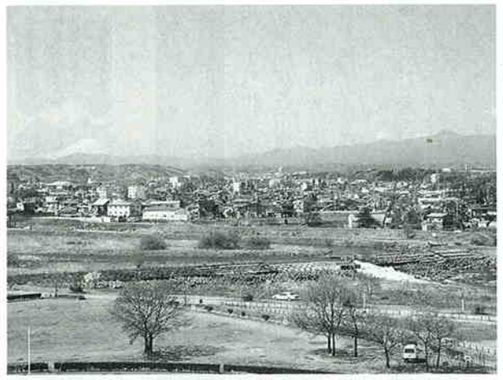

募集作品 市内の風景、建造物など狭山市を内外にPRでき、観光宣伝に効果のあるもの▼狭山市独特の自然景観…公園、河川、茶畑、夜景、眺望など▼建物などが風土と一体となった景観…寺社、史跡、近代建築物、個性的な商店など▼季節の特徴のある景観…道路、紅葉、桜など▼造形的な美観が風土とあっている景観…自然と建物の造形美、芸術的センスの景観など▼その他狭山の景観にふさわしいもの

作品サイズ 2Lカラー写真(一人3点まで、未発表のものに限る)

発表 12月中旬に採用作品者あてに通知　※採用作品の原版は観光協会に提出していただき、作品の版権は主催者に属します

申し込み 9月16日(水)〜30日(水・必着)までに作品の裏面に応募票(商工課に用意)を貼り、直接または郵送で市役所内狭山市観光協会・狭山景観写真係宛(〒350−1380　入間川1−23−5)へ

●**問い合わせ** 商工課内狭山市観光協会へ内線795